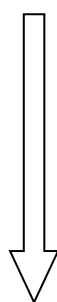


日本スポーツ振興センター災害給付手続について

この度の事故災害に際して、日本スポーツ振興センターの災害給付手続をご案内します。なお、初診から治癒までの間、健康保険が適用され、医療費総額が 5000 円以上の場合（窓口での支払総額が、調剤薬局支払も含めて 1500 円以上）給付対象になります。

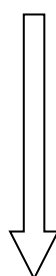
請求に必要な書類 ○印がついている用紙は必ず必要です。△印は処方箋が出た際にご提出ください。
*印の用紙は必要な場合のみ別途配付します。



○	「医療等の状況」	治療を受けた医療機関等で証明書をもろう。
△	「調剤報酬明細書」	医師の処方箋に基づき、薬を処方された薬局でもらう。
*	「治療用装具 生血明細書」	医師から治療上、認められた装具（コルセット・サポータ等）を購入した場合。
*	「高額療養状況の届」	1ヶ月の医療費が 7,000 点（70,000 円）以上の請求の場合。
○	「災害報告書」	生徒本人または保護者様をご記入ください。

- * 上記の用紙は、該当月毎 1 枚ずつ必要です。用紙不足の場合は保健室まで請求してください。
- * 医療機関等に用紙を持参されても作成に時間を要する場合がありますので、各医療機関等にご確認ください。
- * 医療機関によっては、証明書類等の記入に文書料がかかる場合があります。予めご確認ください。

手続き



- ・上記の必要書類のご提出がない場合は、手続きできませんので、ご注意ください。
 - ※ 災害による負傷・疾病について、初診日から 2 年以内に日本スポーツ振興センターへ申請しない場合は、時効によって権利が消失します。
- ・上記の必要書類を翌月の 20 日までに保健室にご提出下さい。20 日以降に提出されたものは、翌々月の処理になります。学校から必要書類を教育委員会を通して日本スポーツ振興センターに送付します。

給付

- ・スポーツ振興センターの審査を経て認められれば給付金支払い通知が学校に届きます。学校（企画室）より保護者様あてに連絡いたします。
（給付決定まで 3 ヶ月くらいかかります。この間の医療費は保護者様の立て替えとなります）

東京都立八王子東高等学校

養護教諭 江沼 望

養護教諭 戸塚 靖子

電 話 0 4 2 - 6 4 4 - 6 9 9 6

F A X 0 4 2 - 6 4 2 - 2 6 4 1